

第239回定例会 一般質問発言通告一覧

令和5年12月5日

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	9番 赤沼 正副	1 来年度予算について 2 インボイス制度について	<p>来年度予算と財政運営について伺います。</p> <p>来年度予算の編成会議も終わり、各課局からの予算要望について、精査しながらの査定過程であると思いますが、令和6年度予算編成についての概要及び考え方を伺います。</p> <p>①令和6年度予算編成についての指示事項について ②令和6年度予算編成にあたっての方針について ③令和6年度予算編成の特長について ④令和6年度の歳入の見通しの認識について ⑤令和6年度に予定をしている主要な事業について 以上5点について伺います。</p> <p>インボイス制度について伺います</p> <p>2023（令和5）年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されております。</p> <p>インボイス（適格請求書等保存方式）とは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載するものです。このインボイスと呼ばれる伝票をもとに、消費税の納税額を計算する仕組みがインボイス制度です。</p> <p>今までの帳簿方式では、課税売上が1,000万円以下で消費税の納税が免税されている免税業者から課税業者が仕入れをしても、仕入税額控除ができました。しかし、本年10月に納税額の計算方法が適格方式に変更され、仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえない場合に係る消費税から差し引くことができず、課税業者としては消費税の納入額が増えてしまうことになります。</p> <p>①このインボイス制度の導入によって町が発注する工事、役務、物品納入等において、今まで、請負等していた事業者が請負等ができなくなるケースがあるか伺います。</p> <p>インボイス制度の仕組みは、国や地方自治体、公共・公益法人等にも原則適用されますが、一般会計等は特例により課税標準額に対する消費税額と仕入税額控除額を同額とみなすとし、消費税の納税は免除されます。</p> <p>公営企業会計は、特例の対象とならず消費税の申告義務が発生します。</p> <p>そこで、水道事業及び来年度から公営企業会計とな</p>	町長 総務政策課長 税務課長 総務政策課長 上下水道課長 高齢介護課長 税務課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>る下水道事業についてお尋ねします。</p> <p>②この二つの事業で、取引実績のある事業者数とそのうちインボイス制度への登録事業者数を伺います。</p> <p>シルバー人材センターの会員は、消費税法上個人事業主の扱いであり、本来消費税を納入しなければなりませんが、1,000万円以下の事業者として納税が免除されています。</p> <p>一方シルバー人材センターは仕事の依頼者からいただく金額に含まれる消費税を預かり消費税を含む配分金を会員に支払、法人経営全体に関わる消費税を納入しています。</p> <p>インボイス制度により納税事業者であるシルバー人材センターは、配分金に含まれる消費税分を納税額から控除できなくなり新たな納税コストが発生することになります。</p> <p>③シルバー人材センターのインボイス制度の現在および今後の対応について伺います。</p> <p>1,000万円以下の消費税免税事業者数については、町では把握することができないと思います。消費税の免税事業者数とは異なりますが、お尋ねします。</p> <p>④令和5年度個人住民税における収入で事業収入がある方の人数、そのうち事業収入のみが1,000万以下の方は何人いますか。また、農業収入がある方の人数、そのうち農業収入のみが1,000万円以下の方は何人いますか。</p>	
2	12番 中西 文寿	1 避難計画について	<p>9月定例会の議会だよりに、一般質問において「市野川以南の羽尾・みなみ野・都の住民が避難計画で取り残されているとの認識はあるか」との問い合わせに対して、「取り残されていると思う」と回答していると掲載されている。この「取り残されている」という言葉がひとり歩きをしてしまい、不安に思われている方が出てきている状況にある。</p> <p>このことを踏まえて以下の点につき、回答願う。</p> <p>1. 「取り残されている」という言葉はわかるような、わからないような、解釈の難しい言葉であると思う。町ではどのような意味合いで「取り残されている」と回答をしたのか。</p> <p>2. 実際には町では避難者の受け入れ体制の確保のために諸々の対策を立て、また関係者との交渉もしていることと思う。該当地区からは区長を通して、具体的な提案もされている。住民の不安解消のためにも、現状どうなっているのか、どのような取り組みをしているのか、</p>	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 消防体制について	<p>今一度、具体的に説明をしてほしい。</p> <p>滑川町で大きな災害に見舞われるとしたら、どのようなことか考えると、「大地震の発生に伴って火災が多発すること」ではないかと思う。</p> <p>そのことを踏まえて、以下の点につき、回答願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. そのような状況では各市町村で消防が出動しているだろうから自前で対応せざるを得ないと思う。滑川町単独で対応できる火災規模を示してほしい。 2. たぶん、その規模では焼け石に水だと思われるが、「如何に火を出さないようにするか、と初期消火」が重要になってくる。住宅への火災報知機の設置が義務付けられているが、町内の設置率を調べたことはあるのか。もし不十分であれば設置率を上げるための対策を講じることはできるか。 3. 火災報知器が鳴っても、足腰が悪いなどの理由で直ぐに対応できない人もいると思うが、対象者を支援する方策はあるのか。 4. 住宅密集地で火災が発生した場合、延焼の危険性が高まるが、たとえ消防車が十分にあっても、放水のための水を供給するには限界があると思う。どの程度の供給能力があるのか。供給能力を上げることは簡単ではないと思うが、何らかの計画はあるのか。 	総務政策課長
3	11番 谷嶋 稔	1 みなみ野十三塚・都の避難所について	<p>住民から地震災害避難所について、「文化スポーツセンターだけで大丈夫ですか」「どのくらい避難される人が出るのですか」「本当に避難所に入れますか」「避難所を増やしてほしい」「水害の被害はないですか」と急に聞かれるようになりました。みなみ野十三塚・都の地震災害避難数を予想してみました。住宅建物の倒壊・崩壊・大破があつた場合、避難する必要があると考えました。2016年に震度7の熊本地震が発生しました。国土交通省による熊本地震益城町建築物構造別・建築時期別被害状況によると</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1981年5月以前 850軒中の建築物内訳～ 倒壊・崩壊・大破 362軒 (0.425%) ②1981年6月から 2000年5月まで 1,093軒中の内訳～ 倒壊・崩壊・大破 181軒 (0.165%) ③2000年6月から建築物 397軒中の内訳～倒壊・崩壊・大破 22軒 (0.055%) <p>固定資産税とゼンリンの地図を参考にみなみ野十三塚・都の建築時期別に分けて上記の指標を基に避難数を割り出しました。</p>	総務政策課長 産業振興課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>みなみ野十三塚・都の①1981年以前の建築物46軒、②1981年から2000年341軒、空き家2軒引くと339軒、③2001年から現在まで515軒になります。(滑川町全体①1156軒②1825軒③3586軒)</p> <p>滑川町人口を世帯数で割ると2,372人。①46軒×0.425%×2,372人=46人。②339軒×0.165%×2,372人=132人。③515軒×0.055%×2,372人=67人。予想される避難数は、46人+132人+67人=245人。又、熊本地震における益城町の785棟の建物について被害要因の分析を行った前橋工科大学によると、地盤変形に起因する建物被害は130棟。0.165%が地盤の液状化による被害、火山灰質軟弱地盤でした。</p> <p>みなみ野十三塚・都は地盤変形にならないと思われます。(46軒×0.425%)+(339軒×0.165%)+(515軒×0.055%)=103軒。上記の0.165%考慮して103×(1-0.165)=86軒。みなみ野十三塚・都の予想される倒壊・崩壊・大破86軒。86軒×2,372人=204人になります。</p> <p>平成25年度埼玉県地震被害想定調査によると、東京湾北部地震(M7.3)30年以内に70%確率、その時滑川町震度5弱想定、関東平野北西縁断層帶地震(M8.1)30年以内に0から0.008%確率、滑川町震度6強想定、立川断層帶地震(M7.4)30年以内に確率0.5%から2%滑川町震度5強想定。震度6強想定に過去の災害資料を見ると、2011年東日本大震災で栃木県高根沢町震度6強に見舞われました。</p> <p>高根沢町人口は28,924人で、震度6強全壊・半壊724軒でした。994名避難所に避難しました。28,924人÷高根沢町世帯数12,835=2.253人 2.253人×724軒=1,631人になりますが、全壊・半壊の人全員が避難所に避難していないと思われます。電気復旧に一日、水道復旧に2日かかりました。益城町は震度7が2回起き、益城町には活断層があり河川もあり被害が大きくなりました。震度6強で考えると、30%~50%ぐらいみなみ野十三塚・都は被害が少ないと思います。204人×0.70%=142人、40%で想定は122人、50%で102人。又2018年国の住宅・土地統計調査によりますと家の基礎補強を30件行いましたとお答えがありました。想定避難数は142人から102人よりも、少ないと思われます。埼玉県は、平成24・25年度「埼玉県地震被害想定調査」を行いました。震度6強滑川町地震1週間後避難所避難者1,117人想定しております。過去の地震災害資料と合わせて考えますと避難所に避難なさるのは震度6強で、130人~100人ぐらいではないかと考えました。文化スポーツセンター避難所</p>	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>収容人員は 100 人、面積 647 m²一人当たり 6.47 m²、宮前小学校体育館収容人員は 500 人、766 m²一人当たり 1.532 m²。福田小学校体育館収容人員は 500 人、912 m²一人当たり 1.824 m²。滑川中学校体育館は 500 人、1.101 m²一人当たり 2.202 m²。月の輪小学校体育館一人当たり 2.57 m²。滑川総合高校体育館一人当たり 2.1875 m²になります。</p> <p>それでは、以下質問させていただきます。宜しくお願いします。</p> <p>1. 文化スポーツセンターを見に行って来ましたが、以前よりも整理整頓が更になされているように思われました。関係者の努力のおかげだと思われます。テーブル、椅子がありますが、収容人員 100 人ですが 150 人ぐらい大丈夫だと思いました。もう少し頑張れば 200 人収容出来ると思います。充分可能だと思います。200 人で一人当たり 3.235 m²です。基準は 1.65 m²です。(1 階 1.62 m²~1.65 m²) 収容人数についてどのようにお考えになっておりますか。</p> <p>2. 耐震住宅リフォーム補助金利用者が今まで、いないということですが、積極的に告知して、住宅の耐震強化を図っていただくことが大事だと思いますが、どのようにお考えになりますか。</p> <p>3. 県営住宅都団地(3DK, 64.71 m²) 災害避難所として使用できるようにしていただきたいと思います。10月30日現在 14 空き部屋があるとのことです。部屋に 3 人避難できるとすると、$14 \times 3 = 42$ 人。6 人で計算すると 84 人避難できます。災害避難所が複数ありますと住民がとても安心し、安全な暮らしを住民は求めていますので、今後についてどのようにお考えになっておりますか。</p> <p>4. 滑川町洪水ハザードマップを拝見しますと、みなみ野十三塚・都は、水害の危険箇所には、入っておりませんが、過去河川の被害を受けたことはありますか。</p>	
4	6番 西宮 俊明	1 (将来構想として) 町の交通網について (現状として) 小中校生の通学	<p>町内の交通網についての将来構想を教えてください。</p> <p>①自動運転システムの導入の計画や検討の機会はありますか。森林公园内を自動運転の実証実験の場所として町として提案することはできないでしょうか。</p> <p>②自転車専用道路の建設などの計画や検討の機会はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車専用道路を利用することにより、中学生の登下校が安全にできるようになり、また、観光振興のためにも活用できます。 <p>小中学生の通学路を歩いたり、自転車で走ったりしてみると危険に感じる箇所もあります。通学路の課題、改善</p>	総務政策課長 教育委員会事務局長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>について</p> <p>2 町に於ける商品券の活用について</p> <p>3 小中学校体育館へのエアコンの設置について（9月議会に統いて再質問）</p> <p>4 文化スポーツセンターと周辺の施設を含めて、災害時に避</p>	<p>が必要な点を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生方、交通指導員、保護者、通学ボランティアの方々等が、日々安全な登下校が行われるように尽力していただき、感謝いたします。その上で、課題や改善が必要となる点を情報共有し、少しでも、より安心・安全な通学ができるように町をあげて取り組んでいきたいと思います。 <p>商品券を活用して、町民の皆様への支援ができないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物価高騰の中で、生活者や事業者である町民の皆様への支援としていわゆる「プレミアム商品券」を導入できないうちどうか。 ②町民の皆様への補助を現金ではなく商品券を活用して補助することは可能でしょうか。（例えば、6月議会で質問した、自転車用ヘルメット購入の補助や帯状疱疹ワクチン接種公費補助等） <p>9月議会に於いて、「重要性は認識しているが多額の予算がかかる」という答弁を頂きました。町民の皆様からの要望があり再質問します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算がかかるることは承知の上ですが、災害時に町民の命を守ることは必須でありいずれは設置すべきものであることには異論がないと思います。 <p>①令和7年度まで申請が可能な総務省の「緊急防災・減災事業債」を活用して設置することはできないでしょうか。この事業を活用することにより、国が7割の補助金を出してくれます。昨今の気候状況は、国も緊急事態とされています。近隣の自治体でも設置が進んでいます。技術が日進月歩で、SDGsの観点でも、省エネの観点でも優れたエアコンが開発されています。期間限定の事業であるので、令和7年度までにこの事業に手を挙げる可能性を追求できないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館は、町の重要な防災拠点であります。 ・エアコンを設置することにより、子供たちの教育活動が安全に行えます。 ・児童、生徒だけでなく幼児から年配者まで、町民が夏の間、健康増進等に有効活用できます。 <p>文化スポーツセンターは町の避難所であり、万全の体制を備えていくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害時に何人の避難を受け入れることができますか。 ②施設内の設備の状況を教えてください。 	<p>総務政策課長</p> <p>教育委員会事務局長</p> <p>総務政策課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		難所として果たせる機能を教えて下さい	<p>③テニスコート等、施設周辺に仮設避難所を設置することは可能でしょうか。</p> <p>④センター隣接の企業に貸している駐車場や、都第一公園を災害時にどのように活用できますか。</p> <p>⑤関越道の側道が狭いので、緊急時に一方通行にすることは可能でしょうか。</p> <p>⑥関越道と陸続きの利点を生かし直接物資の輸送が可能でしょうか。</p>	
5	8番 小澤 実	1 通学路の安全確保について	<p>令和3年6月28日、千葉県八街市(やちまたし)において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。</p> <p>国は、この事故を受けて、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転根絶に関する緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）」に基づき全国一斉に通学路の点検実施を指示。</p> <p>交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）が令和4年度に創設され、国土交通省より全国一斉に各都道府県市町村に通達が出されました。</p> <p>そこで、町として通学路緊急対策により町内通学路の合同点検を実施したのか。</p> <p>実施の有無と、その結果対策等が必要な場所と、件数、それと現在の対策状況を教えて下さい。</p> <p>次に、宮前小学校と滑川中学校の保護者の方から信号機のある通学路に、歩行者用信号機が無いのは何故ですかと言う問い合わせがありました。</p> <p>その場所聞いてみると、旧滑川分署で現在の滑川町消防団2分団1部の丁字路と、そこから滑川町役場方面に北上し、宮前小学校から東に向かった丁字路です。</p> <p>丁字路には、歩行者用信号機の設置は困難なのでしょうか、東松山警察署と埼玉県公安委員会との調整は、有ると思いますがその内容と今後の対応について教えて下さい。</p> <p>町内の小中学校通学路で、まだまだ安全確保がされていない場所が多数あると思われます。</p>	教育委員会事務局長 総務政策課長
6	13番 内田 敏雄	1 防犯まちづくりについて	今年、町内で集会所の空調室外機が盗難にあうという事件があったと聞きました。警察庁などが策定した防犯まちづくりのガイドライン「安全で安心なまちづくり」では、犯罪が起こりにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを推進する基本的な手法として、人の目の確保（監視性の確保）、犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）、地域の共同意識の向上（領域性の強化）を図る防犯手法が記	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>2 健康寿命について</p> <p>3 子ども・子育て支援について</p>	<p>載されていました。町内の公共施設への防犯カメラの設置等の防犯対策の状況を教えていただきたい。また、町では防犯まちづくりとしてどのような施策を講じているのか説明してください。</p> <p>集団の健康状態を表す健康指標の一つに健康寿命というのがあります。2019年における平均寿命は男性 81.41 歳、女性 87.45 歳であり、健康寿命とはそれぞれ約 9 年、約 12 年の差があります。2019 年に厚生労働省で策定された健康寿命延伸プランでは、2016 年は男性 72.14 歳、女性 74.79 歳だった健康寿命を、2040 年までに男女ともに 3 年以上延伸して 75 歳以上とすることを目指しています（男性 75.14 歳以上、女性 77.79 歳以上）。少子高齢化社会においては平均寿命と健康寿命の差である「不健康な期間」を減らすことが重要な課題です。町としての健康寿命延伸施策について説明してください。</p> <p>滑川町では、平成 27 年 3 月に「滑川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた施策を総合的に推進してきました。子ども家庭庁の健やか親子 21 の調査によれば子育て環境についての指標は改善しているそうです。しかしながら出生率は下降の一途をたどり出生数の減少はマスコミに大きく取り上げられています。結婚や子どもを持つことに関する意識が多様化するとともに、子どもに対する虐待やいじめに関する社会的関心の高まり、仕事と子育てとの両立を図ることができる雇用環境を整備する必要性の増大、家庭や地域における子育てを担い、支える機能の低下など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、少子化の進行を招き、経済活動の衰退、地域社会の活力の低下、子どもの社会性の減退などが懸念されます。また人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、子供を取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子供やだれにも相談できずに悩んでいる子供がいます。このような状況に対処するためには、子どもの権利が保障され、仕事と子育てとの両立が図られ、地域が一体となって子どもと子育てを支える体制が必要だと思います。家庭や子育てに夢を持ち、子どもを生み、育てる者が誇りと喜びを実感し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる活力にあふれた地域社会の実現が必要だと思います。他の自治体では子どもの権利条例を制定しているところが散見されます。子どもたちが健やかに成長する権利を保障することと地域や町で子ども・子育</p>	<p>健康づくり課長</p> <p>福祉課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			て支援を総合的に推進していくことが、ひいては子どもたちを守り、健やかな育成につながると考えますが町の考えを聞かせていただきたい。	
7	14番 井上 章	1 防災意識の希薄化 2 災害救助法について	<p>東日本大震災は、2011年3月11日午後2時46分に発生この地震の規模はマグニチュード9.0で、観測史上最大規模であり、日本列島の広範囲にわたって震度6以上の揺れを観測致しました。東日本大震災による被害は、甚大なものでした。震災の被害は、地震、津波、原子力発電所事故の3つの要素が複合的に作用して引き起こされました原発事故の放射性物質の拡散は、被災地の復旧と復興に大きな障害となっていると思います。幸いな事に我が滑川町は屋根瓦等の被害がありましたが、ライフラインなどの被害は無く震災から12年が経過し時間と共に町民の皆様や行政、消防団にあっては危機意識が低下しております。30年以内に70パーセントの確率で発生するとも言われている首都直下型地震、首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われております。首都圏のどこで発生しても、我が滑川町も甚大な被害が想定される訳であります。3.11の地震とは規模が違うと思います。そこで質問致します。</p> <p>①町として少しでも危機意識の低下を防ぐため行政、消防署、消防団、議会と合同の緊急招集訓練など行う計画はないのか。以前は地震の発生時間に合わせ消防団と消防署合同で招集訓練を行った事もありました。消防署はトリアージ訓練も行いました。町の考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>②避難所を想定し、宿泊被災訓練を実施したらどうか。町民の皆様に募集をかけ実際に電気なし水なしの体験を体育館などで一晩経験して頂く、避難所生活や救助活動の流れがリアルに体験でき、災害への対応力も身につける事ができると思います。</p> <p>③実際に被災地を訪れる研修を実施したらどうか。町で予算をとって頂いて行政、消防団、消防署、議会連携を図る意味においても、合同の視察をお願いしたい。被災者の声や体験談を聞くことで、災害の被害をより深く理解する事が来ると思います。</p> <p>以上、防災意識の希薄化について①～③までの3点を質問致します。</p> <p>非常災害に際して、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。住宅の応急修理とは災害のため住居</p>	総務政策課長 総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		3 滑川町の道路舗装について	<p>が半壊、半焼の被害を受け、そのままでは居住できない場合、応急的に修理すれば居住可能になり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度であります。住宅の応急修理の範囲や、基準額、応急修理の期間、年収等、様々な条件があると思うが、この制度は滑川町でも適用されるのかお聞きしたい。</p> <p>滑川町の舗装の整備率は現在 96.9%だと聞きました。この数字は、町が管理する認定町道のうち、舗装がされている道路の割合と聞いております。町は舗装の整備率を100%にすることを目指して、計画的な修繕を進めていると思います。また安全で快適な道路環境を保つように舗装の劣化状況や交通量などの状況を踏まえて、修繕の優先順位を定めていると思います。そこで質問致します。</p> <p>①舗装の整備率残り 3.1%はやはり北部地区なのでしょうか比率をお願いします。</p> <p>②この整備率の数字に農道も含まれるのでしょうか。</p> <p>③町道において民家に隣接しているながら未舗装の道路もありますが、北部地区は調整区域で家が建てづらい事から交通量にもよると思いますが、道路を利用する家が何件建てば、舗装申請が出来るのでしょうか。</p> <p>以上、滑川町の道路舗装について①～③までの 3 点を質問致します。</p>	建設課長
8	10番 原 徹	1 水害への備えについて	<p>前回の一般質問で、大規模地震災害への備えについて質問しましたが、今回は水害への備えについて質問します。一般的にはこれから冬から春にかけては、出水期が終り洪水の心配は低くなる時期ではありますが、10月1日に開催された公民館講演会で、気象予報士の依田司さんの講演を聴いて気になったことがあったので、ここで水害への備えについて滑川町の状況を確認したいと思います。</p> <p>依田さんの講演で気になった点は、「洪水等の危険性が高いと避難勧告等が出された時に、あなたは避難しましたか」というアンケートに対して、避難等の行動をした人の割合はたったの 5% 程度でしかない。もっと危機感を持って対処して欲しいというような趣旨のお話でした。私はここに違和感を持ったのです。</p> <p>アンケートの対象はどのような人たちだったのか。浸水想定区域等に住んでいる人たちに対するアンケートであれば全く異論はありません。そうであれば大きな被害が生じる危険があります。しかし居住地等を限定せず、一般の人に対してアンケートを取ったのであれば、浸水想</p>	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 選挙の投票率向上対策について	<p>定区域でないところに住んでいる人の方が多いはずなので、それほど低い数字ではないと考えます。</p> <p>実際に滑川町の状況を考えると、滑川や市野川周辺などに洪水浸水想定区域はありますが、人口が集中している月の輪やみなみ野の土地区画整理を行った区域などは河川からは高い位置にあり、洪水の心配は殆ど無い地域が大半です。町内では大雨の時に避難する必要がある人は5%に満たないのではないのでしょうか。</p> <p>そこで大雨等に対する町の備えについてわかる範囲の概算で良いので、次の点について確認したい。</p> <p>①町内の河川等が氾濫した場合に想定される洪水浸水想定区域のおよその面積はどれくらいでしょうか？またそれは町全体の面積の何パーセント程度ですか。</p> <p>②その区域内の人口は何人くらいですか？それは町の総人口に対する割合ではどの程度になりますか。</p> <p>③洪水と同時に発生する危険性のある災害として崖崩れ等の土砂災害が想定されます。</p> <p>急傾斜地等の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は町内にどれくらいあり、その区域内に居住する人は何人くらいいるのでしょうか。</p> <p>④洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等に立地している指定緊急避難所及び指定避難所はありますか。その名称と収容人員を教えてください。</p> <p>⑤浸水想定区域や土砂災害警戒区域に住んでいる人は、避難勧告等が出された時に、実際にはどこに避難すれば良いのでしょうか。想定している避難所等の名称とそれらの避難所等の収容人員をご教示ください。</p> <p>⑥滑川町地域防災計画の資料編の11ページに指定避難所等の一覧が掲載されています。その一覧表の下部には※上記の指定緊急避難所については、洪水、土砂災害、地震、大規模な火事、内水氾濫等、いずれの災害も対象としている。</p> <p>と記されていますがこれで良いのでしょうか？</p> <p>洪水や土砂災害、内水氾濫等の避難所と地震等の際の避難所はその立地条件等によって分けて考える必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>⑦洪水等の避難勧告が出た場合に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等以外の場所に住んでいる人はどのような行動を取るべきなのでしょうか。町の考えをお聞かせください。</p> <p>本年10月17日の埼玉新聞に「選挙手帳で投票を」「政治参加 スタンプで後押し」という記事がありました。具体的な内容は次の通りです。</p>	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>スタンプ帳のような「選挙手帳」を有権者に配布し、選挙の際、投票の証として押印する取り組みが一部の自治体で広がっている。人生 80 年と想定して合計の投票機会に相当する 100 回分の押印欄を設け、新たに選挙権を得る 18 歳に配るケースが多い。「生涯投票率 100% を目指そう」を合い言葉に若年層の政治参加を後押しするのが狙いだ。として具体的な取り組み例が次のように記されています。</p> <p>愛知県稻沢市は今年初めて選挙手帳を作り、18 歳を迎える市民約 560 人に郵送した。押印欄と並んで、選挙ごとに投票した時の思いなどをメモできる欄がある。予定される主な選挙の種類と任期も記載している。</p> <p>「投票所に一番早く来た人には空の投票箱を確認してもらう」といった豆知識を紹介するページも。選挙の歳は期日前を含む全投票所に市の公式マスコットキャラクター「いなッピー」をあしらったスタンプを設置する。</p> <p>総務省の抽出調査によると、選挙権年齢が「18 歳以上」となった 2016 年以降の 5 回の国政選挙で 20~24 歳の投票率は 18, 19 歳を 4~12 ポイント程度下回っていた。こうした傾向は、稻沢市選管による分析でもみられたといい、選挙への関心を継続して持つてもらおうと取り組みを始めた。</p> <p>(中略)</p> <p>稻沢市は「政治を身近に感じてもらうための主権者教育でも活用できる」と期待を込める。</p> <p>と記されています。</p> <p>18 歳から 80 歳までの投票機会は 100 回程度となるのを目安に 100 回分の押印欄があるそうです。</p> <p>埼玉県内でも寄居町で同様の取り組みを行っているようで、町のホームページには、</p> <p>町選挙管理委員会では、県内では初となる、自らが投票した選挙を記録する「選挙手帳」を作製しました。</p> <p>手帳は B6 判で、記録できる選挙の回数は 50 回分。選挙毎にスタンプを押印する欄やメモ欄があり、選挙の争点や自分の考えなどを書き込むことができます。</p> <p>スタンプは各投票所に配置し、これまで発行していた「投票済証明書」の代わりとして、投票した方の手帳にスタンプを押印します。</p> <p>投票した選挙を継続して記録するために、ぜひ選挙手帳をご活用ください。</p> <p>と掲載されています。</p> <p>昨今の選挙においては、国政選挙のみならず各自治体の首長や議員の選挙においても投票率の低下が問題にな</p>	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>っています。滑川町においても今年の町議会議員選挙の投票率は4年前をかろうじて2.43%上回りましたが、20年前と比べると24.66%のマイナス、町長選挙の投票率も昨年の投票率は20年前を20.02%下回っています。</p> <p>このような状況を目の当たりにすると、やはり投票率向上のための対策が必要と考えざるを得ません。</p> <p>この埼玉新聞に紹介された選挙手帳の取り組みは、記事にもあるとおり、特に選挙権を取得し初めて投票を行えるようになる18歳の新成人に対して手帳を交付することにより、「政治を身近に感じてもらうための主権者教育でも活用できる」有効な投票率向上の為の施策と考えられます。</p> <p>滑川町でもこのような取り組みを導入したら良いのではないかと思いますがいかがでしょうか？</p> <p>見解をお伺いします。</p>	
9	3番 瀬上 邦久	1 ふるさと納税について	<p>ふるさと納税とは、自分の故郷や応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄付ができる制度です。自治体の取り組むまちづくりや復興支援などさまざまな課題に対して、寄付金の使い道を指定できます。</p> <p>手続きをすれば実質自己負担額2,000円のみで応援したい地域の名産品等をもらえる、制度です。</p> <p>ふるさと納税は、本来、自分の住まいがある自治体に納税する税金を、任意で選択した自治体に寄付することで、税金の還付・控除が受けられる仕組みであるが、本来の趣旨から逸脱し、返礼品一辺倒の寄付金があるのでと感じられます。ふるさと納税制度に関する新基準が10月1日から始まり、自治体はこれまで含めていなかった費用を経費として算入し、総費用額を寄付額の5割以下に抑える。また、返礼品は地場産に限定等の、新ルールが厳格化されました。</p> <p>それでは、次のことについて伺います。</p> <p>①町ではどのような対応をするのですか ②寄付受入額（過去3年） ③流出超過額（過去3年） ④町の返礼品の種類（増減する考えは） ⑤上記の返礼品で希望される順位 ⑥この制度を取扱い上のメリット・デメリット</p>	総務政策課長
		2 歯止めのかからぬ農地減少について	新聞報道等では、国民の食料を生産する農地の減少に歯止めがかからないことから10年先の農地利用の姿を明確にするため、4月から全市町村で策定が始まり「地域計画」を通じて、農地を維持する取り組みを全市町村に対し	産業振興課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>て 24 年度中の「地域計画」を促し、農地の維持を目指す。同計画は、農地 1 筆ごとに 10 年後の耕作者を書込むものだと報道されています。</p> <p>町で作成している既存の人・農地プランの区域については、既に実質化されている訳ですが、休耕地・耕作放棄地等の歯止めのかからぬ農地が、増加傾向にあると感じています。いかに関係機関及び組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制をとっても、借り手にとって、その土地の水利状況等によっては、借り受けできないものと思います。</p> <p>それでは、次のことについて伺います。</p> <p>①休耕或いは耕作放棄地となった場合には、関係機関と協議しているのでしょうか。</p> <p>②私の在住している地区では、何箇所か返却されるようです。いずれも水利状況の悪い場所です。産業振興課では、これらについて把握されているのでしょうか。</p> <p>③農地が宅地や工場などに転用され減少しているものと思いますが、過去 3 年の状況を教えてください。</p> <p>④休耕・耕作放棄地の割合（過去 3 年間）を教えてください。</p> <p>⑤圃場整備が済んでいる場所であっても、水利の非常に悪い場所があります、用排水路の整備が必要であると思います。計画はありますか。</p>	
10	5番 阿部 弘明	1 子どもの命を守り、発達を保障する保育所や保育士支援の町の施策を	<p>愛知県から始まった「子どもたちにもう一人保育士を」という運動が全国に広がっています。保育士の人数は子どもの年齢によって国が「配置基準」を決めています。ところが 4 歳児・5 歳児の子ども 30 人に保育士 1 人という基準ができたのは敗戦直後アメリカ占領下の 1948 年 75 年前の基準です。ある保育園の園長さんとお話をすると機会がありました。園では国基準より多く保育士を配置しています。事故が起きないように子どもたちから目を離せません。お昼寝の時は 5 分おきに息をしているか等の安全確認。その中で「連絡帳」の記入等事務作業も増えています。休憩時間がとれない実態です。この実態を改善しようという保育士や保護者の運動です。ようやく国は「配置基準改善」を盛り込みました。今回の改善策の 1 歳児 6 対 1 から 5 対 1 、 5 ・ 6 歳児 30 対 1 から 25 対 1 は 2012 年「社会保障と税の一体改革」の時の宿題によく取り掛かった段階です。それも「試案」の段階です。「いつになつたら実現するのか」という声も聞かれます。</p> <p>このような保育園や保育士を町が支援し、子どもの命を守り、発達を保障するための施策を進めることが責務</p>	福祉課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 国保税の大 幅な引き上げに つながる県の国 保税統一に反対 の立場を	<p>だと考えます。以下について質問します。</p> <p>①町独自の保育士の配置基準を設ける事。 ②保育士確保のための支援を行う事。</p> <p>11月7日埼玉県国保運営協議会は2024年度から6年間の運営方針を修正し「2029年度に完全統一を目指す」としました。この修正案を大野知事に答申することを決め12月に知事が決定公表される見通しとの報道がされました。これまで、県は国保の準統一化を2027年までに行うとし、完全統一への方針については「直ちに保険税水準を統一することはせずに段階を踏んで課題解決に取り組んでいく」としていました。これに対して県民からは「保険税の引き上げにつながる準統一は進めるべきではない」などのコメントが上がっています。県は修正案の撤回をすべきであり、県民コメント後の修正であるならば県民への説明責任を果たすべきです。</p> <p>県の資料によると「準統一化」の段階で町の国保税が大幅に上がります。特に世帯全員にかかる均等割が医療分13,298円、後期高齢者支援分3,651円、介護納付金分3,942円の値上がりです。40歳から64歳の方は均等割だけで合計20,891円、141%の引き上げです。こんな引き上げに住民が耐えられると思いますか。</p> <p>いま住民の暮らしは相次ぐ値上げで限界に来ています。国保加入者は高齢者や失業者など4割以上が無職です。年収200万円以下の非正規労働者も増え、加入世帯の平均所得は1995年の230万円から2020年には136万円にまで下がっています。</p> <p>にもかかわらず、上がり続ける国保税。その大きな原因是1984年国保法改悪により45%だった国庫負担率が30%程度まで引き下げられたことによるものです。また、他の被用者保険にない国保税は世帯人数にかかる均等割があり、応能割と応益割の比率が7対3から5対5に変更され、収入にかかわらない保険税を増やしてきたこともあります。これらの改悪を元に戻すことが求められます。</p> <p>この状況を踏まえ町に次のことを質問します。</p> <p>①低所得者向けの減免制度を拡充し基準を単身所得95万円以下から「生活保護以上」に。</p> <p>②法定外繰り入れの実施(国は法定外繰り入れの解消を求め町もそれに従っています。しかし、基金も減少し保険税の大幅な引き上げをせざるを得ない段階で法定外繰り入れは必要です。国が「繰入れ解消」を要求することは自治権に抵触するものです)</p>	町民保険課長 税務課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>③均等割の減免制度の拡充を。</p> <p>④県の国保の「統一化」をやめるように、また、急ぐべきではないと改めて意見を述べる。</p> <p>県の「国保税統一化」は基礎自治体の主体性を奪うことになり国保税だけでなく保険事業や減免なども統一化されその地域に即した事業ができなくなります。地方自治の本旨である住民の福祉向上を基本に取り戻し国保制度の再構築を図るべきです。</p> <p>3 国連決議の支持と日本政府に停戦を求める行動を</p> <p>国連総会は10月27日、パレスチナ自治区ガザ地区の情勢に関して緊急特別会合を開き、持続的な人道的休戦を求める決議案を、121カ国賛成で採択しました。決議は…全てのテロ行為や無差別攻撃、挑発行為、扇動行為、破壊行為など、パレスチナとイスラエルの民間人を狙った全ての暴力行為を非難し…①敵対行為の停止につながる、即時、永続可能かつ持続的な人道的休戦を求める。②全ての当事者に対し、国際人道法および国際人権法を含む国際法の下での義務…ガザ地区で必要とする全ての民間人に必要不可欠な物資やサービスが届くよう人道的アクセスを可能にし、促進することを要求する。③不法に拘束されている全ての民間人の即時かつ無条件の解放を求め。④この地域における暴力のさらなる不安定化とエスカレートを防ぐこと…全ての当事者に最大限の自制を求め、当事者に影響力を持つ全ての人々に対し、この目的に向けて努力する事。等を求めていました。</p> <p>グテレス国連事務総長は「パレスチナ自治区ガザの悪夢は人道的危機を超える人間性の危機だ」とし、改めて停戦の必要性を訴えました。ガザでは連日何百人の子どもが殺害され負傷しているとして、「ガザは子どもの墓場と化しつつある。保育器の中の新生児や生命維持装置に頼る患者が、命を落としかねない」と警鐘を鳴らしました。</p> <p>町はこの人道的な危機と言われる事態を受け、次の行動を起こすべきと考えます。</p> <p>①国連総会決議への支持を表明する事。</p> <p>②日本政府にすべての当事者が国際人道法、国際人権法など国際法の順守を求める事やイスラエルとハマスの双方が一日も早く停戦を行う事を求める事。</p> <p>4 公共施設の長寿命化計画から切り離されたコミセン建設の</p> <p>町は41の公共施設について法定耐用年数より長い日本建築学会が発表した「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づく目標使用年数を示しました。それによると、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造は50年を</p>	総務政策課長	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		理由と長寿命化計画の進捗状況は	<p>年に、鉄骨造を 38 年から 80 年に、軽量鉄骨造を 30 年から 50 年に、コンクリートブロック造を 41 年から 80 年に、木造を 24 年から 50 年に、長寿命化させるとしています。そのため、「建物を長期的に使用していくには…損傷等が発生した後に修繕を行う『事前保全型管理』から計画的に保全や改築を行う『予防保全型管理』へと転換していく」としています。そのため「点検・診断」の必要性、劣化度に合わせた優先順位付けと計画を定めています。最も劣化度が高いグループに 23 棟をあげて「早期に大規模な修繕を図る必要がある」としています。ここには総合体育館、文化スポーツセンター、滑川中学校室内運動場、福田小校舎、宮前小校舎、コミュニティセンター、など多くの人や子どもたちが利用する施設も含まれており対策を急がなければならぬと思います。また、この計画は従前の計画から比べると年間にかかる経費が個別施設で年間 2 億 4 千万円、学校施設で年間 3 億 3,200 万円必要とされています。これは個別施設 13%、年間 3,300 万円、学校施設で 14%、年間 5,300 万円も削減することができる計画であり町の財政にとっても有意義な計画であることは明らかです。</p> <p>町はこの計画とコミュニティセンターの建設計画を切り離すとしていますが理由が明確ではありません。その理由をお伺いします。</p> <p>また、「公共施設個別施設計画」の進捗状況についてお伺いします。</p>	
11	2番 上野 葉月	1 滑川中学生の自転車通学	<p>2023 年 9 月 6 日、滑川町中尾の町道で、中学 1 年生女子生徒が自転車で通学中、ワンボックス車にはねられ生徒は頭などを打ち重傷となる事故がありました。このような事故を防ぐための対応を伺います。</p> <p>①生徒はヘルメットを着用して自転車に乗っていましたが、ヘルメットは事故の際にとばされてしまいました。滑川町では、ヘルメットを無料配布しています。このヘルメットを、サイズ調整が可能で、装着しやすいタイプへ変更すべきと考えますが、検討されていますでしょうか。</p> <p>②生徒が持参しなければいけない学用品は、2 学期が始まるために普段より多くかなり重い状態でした。通学する全ての日について、通学時に運ぶ学用品を減らす取組みが必要です。特に、学期始まりや学期終わりの荷物について、必要最小限の持ち帰りとし学校保管を可能とするなど、対策をお聞かせください。</p>	総務政策課長 教育委員会事務局長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 町の公共施設設計画と利用状況	<p>コミュニティセンター施設整備計画にあたり、現状の施設利用状況等を調査した上で整備計画をつくることは必須の過程と考えます。</p> <p>①現在、町民がサークル活動等で借りることができる各施設の部屋について稼働率を伺います。体育施設を除いた、コミュニティセンター、エコミュージアムセンター、図書館、保健センター等の利用可能スペースと、個々の稼働率を教えてください。</p> <p>②11月1日から3日にかけて行われた滑川町文化祭の出展団体・展示数は、以前より減っています。コロナ渦での活動停止、高齢化が要因で活動の継続ができない団体が多くあります。施設を新しくすることで、活動団体数が戻ってくるとお考えでしょうか。</p>	教育委員会事務局長
		3 子ども家庭総合支援拠点の業務と（仮称）滑川町福祉センター	<p>(仮称) 滑川町福祉センターには子ども家庭総合支援拠点が入ります。相談件数が増えており現状の業務場所ではスペースが足りないため新施設が必要とのことでした。子ども家庭総合支援拠点の業務について伺います。</p> <p>①在庁し課内デスクで行う仕事と、訪問や会議等で外出して行う仕事の割合を教えてください。</p> <p>②連携する課で、日常的にやり取りをする主要な課を教えてください。</p> <p>③要保護・要支援児童等の機密性の高い資料の保管方法について教えてください。</p>	福祉課長
		4 子ども第三の居場所と、子ども基本法	<p>子ども第三の居場所を新築する計画についてお聞きします。前回9月議会で、対象者は小学1年生から中学3年生であり、様々な事情から教育環境に課題を抱える家庭の子どもたちで、申込みに基づき必要が認められた場合に利用できるとのことでした。車での送迎を行い、在所時間中は学習支援等を行うとのことです。</p> <p>対象者について、B&G財団のモデルケースでは学童保育と併設することで、利用者の多様性を確保する運用方法が示されています。現在、滑川町が計画しているやり方ですと、子ども第三の居場所利用者は「要保護・要支援児童」及び「教育環境に課題を抱える家庭の子どもたち」となり、学校から施設・施設から家庭へと車送迎となります。これは、対象者を囲い込み、地域から切り離すことになります。福祉課の言う「地域全体で子どもや家庭を支援する環境を提供」する事から離れていく仕組みと考えます。</p> <p>①学校からも家庭からも離れた役場隣接地において、どのように「地域全体で子どもを支援する環境」を提供す</p>	福祉課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>るのか、「地域」の意味を明確にして説明してください。</p> <p>②こども基本法 第十一条には「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とあり、子どもの意見表明権が示されています。子どもの施設をつくることは子ども施策を実行することに他なりません。子どもの意見を聞かず、養育者となる町民の意見を聞かず本施策を進めることは、こども基本法に反すると考えます。この点について、町の考え方を説明してください。</p>	